



平成 27 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 GMOクリックホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 鬼 頭 弘 泰
問 い 合 わ せ 先 執行役 財務・IR担当 山 本 樹
T E L 0 3 - 6 2 2 1 - 0 1 8 3

会 社 名 株式会社FXプライムbyGMO
代 表 者 名 代表取締役社長 安 田 和 敏
(J A S D A Q ・ コード番号 8 7 1 1)
問 い 合 わ せ 先 取締役経営管理部長 江 頭 宏 一
T E L 0 3 - 5 4 8 9 - 7 1 3 2

GMOクリックホールディングス株式会社の上場承認のお知らせ

GMOクリックホールディングス株式会社（以下「GMOクリックホールディングス」といいます。）と株式会社FXプライムbyGMO（以下「FXプライムbyGMO」といいます。）は、平成26年10月31日の両社の取締役会において、GMOクリックホールディングスを株式交換完全親会社とし、FXプライムbyGMOを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換については平成26年12月24日開催の両社の臨時株主総会において平成27年4月1日を効力発生日として承認いただきました。

その後、GMOクリックホールディングス株式の上場について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に申請しておりましたが、本日、東京証券取引所より、同取引所JASDAQ市場への上場の承認をいただきましたので、お知らせいたします。

記

1. GMOクリックホールディングスの概要（本株式交換効力発生效后）

| | |
|---------------|----------------------|
| (1) 商 号 | GMOクリックホールディングス株式会社 |
| (2) 上 場 予 定 日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| (3) 上 場 取 引 所 | 東京証券取引所（JASDAQ市場） |
| (4) 証 券 コード | 7177 |
| (5) 事 業 内 容 | 金融持株会社 |
| (6) 設 立 年 月 日 | 平成 24 年 1 月 4 日 |
| (7) 所 在 地 | 東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号 |
| (8) 代表者の役職・氏名 | 代表執行役社長 鬼頭 弘泰 |
| (9) 資 本 金 | 100 百万円 |
| (10) 発行済株式総数 | 114,353,409 株（予定）（注） |
| (11) 決 算 期 | 3 月 31 日 |

（注）平成26年9月30日現在のFXプライムbyGMOの株主の状況及び平成26年12月31日現在のGMOクリックホールディングスの株主の状況並びに、株式交換比率を勘案して作成しております。

2. 今後の日程

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 平成 27 年 3 月 2 日 (月) | 上場承認日 (GMOクリックホールディングス) |
| 平成 27 年 3 月 26 日 (木) | 最終売買日 (FXプライム by GMO) |
| 平成 27 年 3 月 27 日 (金) | 上場廃止日 (FXプライム by GMO) |
| 平成 27 年 4 月 1 日 (水) | 本株式交換の効力発生日 |
| 平成 27 年 4 月 1 日 (水) | 上場予定日 (GMOクリックホールディングス) |

(注) 上記日程は、手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更される場合があります。

3. その他

本株式交換は、GMOクリックホールディングスを株式交換完全親会社とし、FXプライム by GMOを株式交換完全子会社とする株式交換であり、GMOクリックホールディングス株式は、いわゆるテクニカル上場により、本株式交換の効力発生日である平成 27 年 4 月 1 日に上場する予定です。当該株式上場は、有価証券上場規程第 604 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により適用される同規程第 601 条第 1 項第 9 号 b に定める「上場会社が実質的な存続会社でないと取引所が認める場合」に該当するため、当該株式上場について本株式交換の効力発生日をもって「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入ることとなります。

猶予期間に入った後もGMOクリックホールディングス株式の上場は引き続き維持され、本株式交換の効力発生日の属する事業年度の末日から 3 年間の猶予期間 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで) 内にGMOクリックホールディングス株式が新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。しかしながら、3 年間の猶予期間内に、東京証券取引所による基準に適合しない場合には、GMOクリックホールディングス株式は上場廃止となる可能性があります。

現在、GMOクリックホールディングスは、東京証券取引所が定める新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められるための審査を受けており、本株式交換の効力発生日前において、当該基準に適合すると認められ、猶予期間入りすること自体を避けるべく、万全の体制で準備を行っております。

なお、GMOクリックホールディングスの親会社であるGMOインターネット株式会社は、GMOクリックホールディングスの総株主の議決権の 90%以上を有し、平成 27 年 5 月 1 日施行予定の「会社法の一部を改正する法律」による会社法第 179 条第 1 項に定める特別支配株主に該当し、GMOクリックホールディングスの株主総会決議を要することなく、特別支配株主以外の株主 及び新株予約権の新株予約権者の全員に対し、その有する株式及び新株予約権の全部を売り渡すことを請求することができる権利 (株式等売渡請求権) を有することとなる見込みです。

また、FXプライム by GMOは既にGMOクリックホールディングスの連結子会社であることから、本株式交換によるFXプライム by GMO及びGMOクリックホールディングス連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

以 上